

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人神奈川県工業協会(以下「本会」という。)という。

### (事務所)

第2条 本会は事務所を横浜市中区尾上町五丁目80番地に置く。

2 本会に支部を置くことができる。

### (目 的)

第3条 本会は、県内中小工業の横断的組織として、経営環境の変化に対応するため、経営革新の推進、人材確保、情報提供等の諸事業を行い、その経済的、社会的地位の改善向上を図り、もって中小工業の永続的発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 産業振興に関する施策研究・提言事業
- (2) 労働力の確保等に関する事業
- (3) 技術・技能の修得を目的とする外国人技能実習生の受入れ事業
- (4) 外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業
- (5) 海外取引等交流促進事業
- (6) 経営革新、経営改善及び技術向上に関する講習会、研究会等の開催
- (7) 企業経営に関する情報の収集及び提供
- (8) 融資制度、取引あっせん等に関する情報の収集及び提供
- (9) 会員交流事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した県内の中小工業の事業主、法人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人及び団体

### (入 会)

第5条の2 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

### (会 費)

第6条 会員は、毎年度所定の納期までに総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (加入の会費)

第7条 あらたに会員になろうとする者は、前条の規定に基き、総会で定める会費の12分の1に入会しようとする月から当該年度の最終の月までの月数を乗じて得た額を納めなければならない。

ない。

#### (会費の不返還)

第7条の2 すでに納入した会費は、返還しないものとする。

#### (会員資格喪失)

第8条 会員で本会を退会しようとする者は、会長に届出て退会することができる。

2 本会の会員で次の各号の1に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 法人または団体であることを会員資格とした法人又は団体が解散したとき。
- (3) 事業主であることを会員資格とした事業主が事業主でなくなったとき。
- (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

#### (除名)

第9条 会員が本会の名誉をき損し、又は本会の目的達成に反する行為を犯したときは、総会の決議によって除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員及び職員並びに事務局

#### (役員の種類)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常任理事 3人以上5人以内
- (5) 支部長 4人以上6人以内
- (6) 理事 (会長、副会長、専務理事、常任理事及び支部長を含む。) 25人以上30人以内
- (7) 監事 2人

#### (役員を選任)

第11条 理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。ただし、理事にあつては4人、監事にあつては1人を限度として正会員以外の者を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常任理事及び支部長は、理事の互選により理事のうちから(会長及び副会長にあつては、正会員である理事のうちから)これを選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。

- 5 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
- 6 支部長は、支部を代表し、支部の会務を処理する。
- 7 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

#### (役員任期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 辞任又は任期の満了によって退任した役員は、後任者の就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。
- 4 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

#### (解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第 15 条 本会に、名誉会長 1 人並びに顧問、相談役及び参与を若干人置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会の育成に功績顕著な学識経験者のうちから総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会の同意を得て学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問は、本会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 5 相談役は、本会の運営に関する重要事項について会長又は役員会の諮問に応ずる。
- 6 参与は、事業遂行に関する必要事項に参画する。
- 7 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は 2 年とする。ただし、再委嘱することができる。

#### (役員報酬)

第 16 条 本会の役員は、名誉職を原則とし、特別の場合は、総会の決議により報酬又は手当を受けることができる。ただし、費用弁償については会長がこれを別に定める。

#### (職員)

第 17 条 本会の事務を処理するため、若干名の職員をおき、これを事務局に配属する。

- 2 職員は、会長が任免し、会長が定める職務に従事する。
- 3 職員の給与等については別に定める。

#### (事務局)

第 18 条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局の責任者は、会長が任命する。
- 3 事務局における事務処理の規定は、別に定める

## 第4章 会 議

### (会議の種別及び構成)

第19条 本会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員総員をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事をもって構成する。ただし、必要に応じ、監事、名誉会長、顧問、相談役、参与、事務局責任者の出席を求めることができる。

4 理事会は、理事をもって構成する。

### (権 限)

第20条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 収支予算及び事業計画の承認
- (2) 収支決算及び事業報告の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及びこれに伴う資産の処理
- (5) 予算を伴わない重要な権利の取得若しくは放棄又は義務の負担
- (6) その他本会の運営に関し必要な事項

2 常任理事会は、この定款に定めるもののほか、理事会の議決により委任された事項の審査及び決定に関する事項を処理する。

3 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を処理する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (招 集)

第21条 総会、常任理事会及び理事会は会長が招集する。

2 総会を招集するには、次の事項を示し、会議10日前に文書をもって構成員に通知しなければならない。

- (1) 会議の目的たる事項及びその内容の要点
- (2) 会議の日時及び場所

3 常任理事会を招集するには、会議の目的並びに日時及び場所を会議の2日前に関係者に連絡しなければならない。

4 理事会を招集するには、会議の目的並びに日時及び場所を会議の7日前に文書をもって関係者に連絡しなければならない。

5 通常総会は、毎年5月及び3月に招集する。

6 臨時総会は、会長若しくは理事会が必要と認めるとき又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、1箇月以内に招集しなければならない。

7 常任理事会及び理事会は、必要に応じて随時会長が招集できる。

(議 長)

第 2 2 条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 2 3 条 会議の定足数は、その会議の構成員の 2 分の 1 以上とする。ただし、第 9 条、第 14 条及び第 33 条の規定を行う定足数は正会員の 3 分の 2 以上とする。

(議 決)

第 2 4 条 会議の議決権は構成員平等とする。

- 2 この定款に別に定めるものを除き会議の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず第 9 条、第 14 条及び第 33 条に規定する事項を議決する場合は、出席者の 4 分の 3 以上をもって決する。
- 4 議事の採決において可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は構成員として表決に加わる権利を有しない。

(書面及び代理人による表決)

第 2 5 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。これらの場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 やむを得ない理由により常任理事会並びに理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 2 6 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の要領
  - (6) 議事録署名人の氏名
- 2 議事録の末尾に議長及び議事録署名人として定められた理事 2 人が記載内容を確認した上署名しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 2 7 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (資産の管理)

第28条 本会の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

#### (経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

#### (予算及び決算)

第30条 本会の収支予算は、会長が調整し年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第6章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第32条 この定款は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

#### (解散及び残余財産の処分)

第33条 本会は、民法第68条第1項第2号、第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する本会の財産は、総会の議決により類似の目的を有する他の公益法人に寄付する。

## 第7章 補 則

#### (委任事項)

第34条 この定款に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は神奈川県知事の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表役員名簿のとおりとし、その任期は第13条の規定にかかわらず昭和39年3月31日までとする。
- 3 定款の一部改正は、昭和41年1月21日から施行する。
- 4 定款の一部改正は、昭和46年6月15日から施行する。
- 5 定款の一部改正は、昭和47年6月30日から施行する。
- 6 定款の一部改正は、昭和49年6月29日から施行する。
- 7 定款の一部改正は、昭和61年5月23日から施行する。
- 8 定款の一部改正は、昭和63年1月1日から施行する。

- 9 定款の一部改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 定款の一部改正は、平成 6 年 12 月 5 日から施行する。(略)
- 11 定款の一部改正は、平成 17 年 4 月 8 日から施行する。
- 12 この定款の変更の際現に選任されている役員については、変更後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 17 年 5 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 13 この定款の変更の際現に委嘱されている支部長については、変更後の第 11 条の規定により選任されたものとみなす。
- 14 この定款の変更の際現に選任されている役員(前項の規定により選任されたものとみなされる者を含む。)の任期については、変更後の第 13 条の規定にかかわらず、平成 17 年 5 月 31 日までとする。
- 15 この定款の変更の際現に委嘱されている名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期については、変更後の第 15 条の規定にかかわらず、平成 17 年 5 月 31 日までとする。
- 16 定款の一部改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。